

ブラジル個人情報保護法

September 11, 2018

目次

- 1. 本セミナーの目的
- 2. 個人情報保護法の概要
- 3. 具体的に行うべきこと
- 4. よくある質問
- 5. 弊事務所でお手伝いできること



本セミナーの目的

以下の事項についての解説

- ・個人情報保護法の主要な条項
- ・ 個人情報を取り扱う者が負う義務
- ・個人情報保護法が会社の運営に与える影響
- 個人情報保護法を遵守するために会社が行うべき行動



目次

- 1. 本セミナーの目的
- 2. 個人情報保護法の概要
- 3. 具体的に行うべきこと
- 4. よくある質問
- 5. 弊事務所でお手伝いできること



概観

- 2018年8月14日に大統領により承認された(18か月後に施行される)
- 2020年2月に施行される
- 2018年5月に施行されたGDPR(EU一般データ保護規則:General Data Protection Regulation)の影響を強く受けている
- ・ 個人の自由及びプライバシーに関する基本的権利(個人情報へのアクセス権、訂正権、アップデート権、削除権、ポータビリティ権、匿名化権、同意の撤回権など)の保護を目的として、個人情報の取り扱いを定める



個人情報保護法の全体像



法律の適用

適用される場合

- 個人情報のあらゆる処理が対象
- 個人、法人を問わない
 - ブラジル国内における取扱い
 - 製品又はサービスをブラジル国内で提 供する目的
 - ブラジルでの収集

特定の目的、必要性、関連性

適用されない場合

- 個人が私的かつ非経済目的のみで処理する場合
- 報道、芸術、学術目的
- 公益、国防、刑事手続きの調査・起訴



主要な概念の定義



個人情報

個人が特定される又は特定される情報(例:氏名、住所、 れ得る情報(例:氏名、住所、 年齢、メールアドレス、婚姻 情報)

要配慮情報

個人に関する人種、民族、宗教、政治的意見、健康、性向、 遺伝、生体等に関する情報

管理者

個人又は法人で、個人情報の 取扱いに関して意思決定する 者

処理者

個人又は法人で、管理者のために個人情報の取扱いを行う者

オフィサー

管理者から選任された個人で、 管理者のために、管理者と データ主体及び監督機関と連 絡を取る者

取扱い

個人情報のあらゆる処理:収集、生成、受領、使用、アクセス、複製、移転、処理、ファイリング、保存、共有など

監督機関

個人情報保護法の監督、実行、 監視の責任機関 (憲法違反を 理由に同条項は大統領が拒否 権を行使した)



個人情報を取り扱うことができる場合

- ✓データ主体による同意
- ✓契約の履行
- ✓ 法律等により管理者に課せられた義務の履行
- ✓正当な利益
- ✓司法、行政又は仲裁に関する手続き
- ✓ 公衆衛生(生命の保護)
- ✓リサーチ及び研究
- ✓ 公共の利益(公共政策を実施するために公的機関による)
- ✓ 消費者保護法に基づく信用の保護



同意

- 強制を受けずに、情報提供を受けたうえで、曖昧でない、データ主体による意思表示
- 書面又はその他の方法によりデータ主体の積極的な意思の表明
- 契約の他の条項とは区別され明確にされる必要がある
- 特定の目的及び特定の期間(抽象的な同意は否定される)
- 要配慮情報の取扱いのための同意は、特定の、かつ、他から区別される必要



同意取得の実務的対応

- オプトイン方式であれば、書面又はデジタルのいずれの形式でもよい
- 同意の取得は、利用規約及びプライバシーポリシーとは別の方式であることが必要
- 容易に理解できる表現の使用
- 目的を特定する必要(抽象的な同意は否定される)
- 最初から「同意する」にチェックが付いている方式は不可
- 個人情報の取扱いの目的、処理方法、処理期間及び共有の有無を通知
- 管理者に関する情報の提供
- 個人情報の削除方法及びアクセス方法の通知
- 同意取得の履歴及び書類の保存(説明責任)



子供及び青年の個人情報

• 子供:12歳まで

• 青年:12歳から18歳まで

• 両親又は法定代理人の1人による、特定の、かつ、他から区別された同意

• 取得した情報の種類、取扱いの方法及びデータ主体の権利行使の方法を公表する必要がある

個人情報の提供を、ゲーム、インターネットアプリ又はその他の活動の参加の条件としてはならない



取扱いの終了

特別の場合を除き、取扱いの終了後、エージェント(管理者及び処理者)は、個人情報を削除しなければならない

- 目的の達成又は特定の目的の達成のためには当該個人情報がすでに不要又は関連していない場合
- ・取扱い期間の終了
- データ主体による要請
- ・ 監督機関による命令(法律違反を原因として)



セキュリティ及び内部統制

以下の状況から個人情報を保護する

- 許可のないアクセス;
- 事故又は違法な事態(破壊、消失、改変、共有など)

セキュリティ対策、技術的・運用体制は、取扱いを行うエージェントにより構築される

• 管理者は、データ主体に対するリスク又は損害を生じさせ得るセキュリティ事故が起こった場合には、監督機関及びデータ主体に通知する必要がある

通知

影響を受ける個人情報の性質、データ主体、個人情報を保護するための技術・セキュリティ対策、当該事故に基づくリスク、損害補償又は損害を軽減するための対策の詳細を説明する



エージェントの義務

管理者及び処理者

- 個人情報の取扱いを記録する必要がある
- 管理者が同意の存在を立証する必要がある
- 処理者は、処理者が個人情報保護法に違反した場合又は管理者の指示に従わなかった場合 は連帯責任を負う
- データ主体に損害を与えた個人情報の取扱いに管理者が直接関与していた場合、管理者は 連帯責任を負う
- 立証責任が転換される可能性
- 集団訴訟が提起される可能性

オフィサー

- データ主体からのクレームや連絡の受付け
- 状況の説明、セキュリティ対策の構築
- 監督機関からの通知の受領
- 従業員に対して個人情報の取扱いに関して取るべき事項のアドバイス



個人情報の国外移転



個人情報保護法に規定される場合のみ許される

- (i) 監督機関により、個人情報を保護する十分な対応が取られていると認定された国への 移転;
- (ii) 管理者が個人情報保護法を遵守していることを保証する場合(標準契約条項の締結、 拘束的企業準則、監督機関から認定証)



行政罰

- 警告
- ・違反の公表
- ・個人情報の停止又は削除
- ・ 日々の又は1回の課徴金(グループ会社全体のブラジルでの売上の2%で、上限は

5000万レアル)

・民事及び刑事上の責任も負う



目次

- 1. 本セミナーの目的
- 2. 個人情報保護法の概要
- 3. 具体的に行うべきこと
- 4. よくある質問
- 5. 弊事務所でお手伝いできること



個人情報保護法の遵守

- ・規制の内容を把握する
- オフィサーの選任
- ・データマッピング
- 内部規則及びセキュリティ対策の確認
- プライバシーポリシー及び契約の確認
- ・プライバシーバイデザイン
- 個人情報保護のためのインパクトレポートの作成
- ・個人情報の取扱いの記録



現在の規制内容

- 個人情報保護法(2018年法13709号)のみ
- その他の法律、政令、ガイドライン等が作られると思われる
- GDPRについては多くのガイドラインが存在する

データポータビリティの権利に関するガイドライン

データ保護オフィサー(DPO)に関するガイドライン

管理者又は処理者の主務監督機関を特定するためのガイドライン

データ保護影響評価(DPIA)及び取扱いが「高いリスクをもたらすことが予想される」か否かの判断に関するガイドライン

制裁金の適用及び設定に関するガイドライン

個人データ侵害の通知に関するガイドライン

個人についての自動化された意思決定とプロファイリングに関するガイドライン

同意に関するガイドライン

透明性に関するガイドライン

GDPR第49条に関するガイドライン

認定及び認定基準の決定に関するガイドライン



オフィサーの選任

- ・ オフィサーの定義・義務、オフィサーを設置しなくてもよい例外事由は、監督機関により追って定められる
 - ・ GDPR:オフィサーの選任が必要な場合、オフィサーの地位、職務等が規定されている

- データマッピングのためには担当者をいずれにしても指名する必要がある
 - 情報の検索、日本本社とのコミュニケーション



- ・誰がどのようにして個人情報を収集しているか
- ・収集した個人情報の種類
- ・取扱いの目的
- ・取扱いの法的根拠
- ・ 誰がどのようにしてどこで個人情報を取り扱っているか、実際に利用しているか
- 個人情報を第三者と共有又は第三者に移転しているか

<GDPRのテンプレート>

Documentation template for controllers/Documentation template for processors

状況に応じて適切な対応を取る



誰がどのようにして個人情報を収集しているか

- ・どの部門?グループ会社のどの会社?
 - > 教育・研修、利用の停止、同意の取得
- オンライン、オフライン(ウェブサイト、名刺、契約)
 - プライバシーポリシー、利用の停止、同意の取得



収集する個人情報の種類

- ・個人の属性
 - 〉従業員、既存顧客、潜在顧客
- ・個人情報の属性
 - > 連絡先、購入履歴、要配慮情報

取扱いの目的

・マーケティング、分析、CRM、採用

取扱いの法的根拠

・同意、法律上の義務、契約、正当な利益



誰がどのようにどこで個人情報を取り扱っているか

- 会社自身、第三者
 - 〉内部規則の確認
 - > 第三者との契約の確認
 - > セキュリティ対策

個人情報を第三者と共有又は第三者に移転しているか

- ・ブラジル国外への移転
 - > 同意、SCC、拘束的企業準則、認可
 - > SCC、拘束的企業準則、認可等の基準は監督機関により作られる

データマッピングの例

部門	取扱目的	個人の属性	個人情報の 属性	国外移転の 移転先	保存期間	処理者の利 用の有無	取扱いの法的根拠	要配慮情報 の取扱いの 根拠		個人情報の 所在場所
経理部	賃金支払い	従業員	銀行情報	日本	雇用契約終 了後5年間	無	契約	N/A	アクセス及 び訂正	賃金支払い システム
人事部	人事	従業員	雇用履歴	N/A	雇用契約終 了後2年間	無	法律上の義 務	法律上の義 務	アクセス、 ポータビリ ティ、訂正	人事管理システム
営業部	ダイレクトマーケティング	既存顧客	購入履歴	アメリカ	取引関係の終了時	有	同意	N/A	アクセス、 ポータビリ ティ、訂正 、拒否、削 除	営業システム、処理者



内部規則及びセキュリティ対策の確認

内部規則

- 各種手続き、技術標準、教育・訓練、リスクの管理及び軽減等をルール化
- ・ 個人情報及びその取扱い方法の性質、範囲及び目的並びにリスク発生の可能 性及び深刻さを考慮
- 継続的にアップデートする
- ・ 事故発生時のルールを規定

セキュリティ対策

• 最低限必要な技術標準は監督機関によって追って定められる



プライバシーポリシー及び契約書の確認

プライバシーポリシー

- 個人情報保護法で要求されている事項を規定する
 - 取扱いの目的及び期間、管理者の情報、個人情報の共有の有無、データ 主体の権利など
- ・明確、かつ、誤解のない内容である必要がある

処理者との契約

- ・処理者として適切か確認
- ・契約書の確認



その他

インパクトレポート

- ・監督機関による要請がある場合にのみ必要?
- 例外事由は? GDPR:「Data protection impact assessment(データ保護影響評価)」は個人の権利・自由に対するリスクが高い場合のみ必要

個人情報の取扱いの記録

• 例外事由は? GDPR:従業員数250人未満は免除



目次

- 1. 本セミナーの目的
- 2. 個人情報保護法の概要
- 3. 具体的に行うべきこと
- 4. よくある質問
- 5. 弊事務所でお手伝いできること



よくある質問

- 1. 個人情報保護法は会社のサイズや種類に限らず適用されるのか?
- 2. オフィサーの選任、個人情報の取扱いの記録、インパクトレポートの作成は必ず必要か?
- 3. 従業員からの同意取得が必要か?
- 4. 日本からブラジルのサーバーにアクセスすることは「国外移転」に該当するか?
- 5. 日本に個人情報を移転していいか?
- 6. 日本本社がブラジル子会社の従業員情報を取り扱っていいか?



よくある質問

- 7. データ主体が個人情報の削除を要求した場合、常に従う必要があるか?
- 8. データ主体からの個人情報の削除要請やポータビリティ権行使の要請に 対してどのように対応するのか?
- 9. 管理者はデータ主体の損害について常に処理者と連帯責任を負うのか?
- 10. 事故時の監督機関への報告期限はあるか?
- 11. 課徴金はどのように算定されるのか?



目次

- 1. 本セミナーの目的
- 2. 個人情報保護法の概要
- 3. 具体的に行うべきこと
- 4. よくある質問
- 5. 弊事務所でお手伝いできること



弊事務所でお手伝いできること



監査

組織構成、活動、手続き、セキュリティ対策、プライバシーポリシー等の監査



レビュー

内部規則、契約書等の関連書類の確認



教育•訓練

新しい個人情報取扱規則に 従った従業員の教育



まとめ

✓ 個人情報保護法は、個人情報の取扱いに関する会社の取組みについて、 概念的・構造的な変化を要求している

✓ 個人情報保護法を遵守するためには、すべての部門の継続的な関与の もと、個人情報の取扱いの必要性、方法及び機会を再定義することが必 要となる





Thank you!

FERNANDO STACCHINI

FERNANDO.STACCHINI@MOTTAFERNANDES.COM.BR

KENGO KASHIWA

(TMI総合法律事務所所属日本法弁護士)

KENGO.KASHIWA@MOTTAFERNANDES.COM.BR

WWW.MOTTAFERNANDES.COM.BR

PAOLA LORENZETTI

PAOLA.LORENZETTI@MOTTAFERNANDES.COM.BR